

京都市訓令甲第 17号
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和4年2月1日

京都市長 門 川 大 作

別表第2生活福祉部長の項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付の決定及び給付金の支出決定並びに返還金の収入決定に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)